

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

民法第750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定めているが、この規定を見直し、希望によって夫婦が結婚後もそれぞれ結婚前の姓を称することができるようにする選択的夫婦別姓制度の導入が図られようとしている。

別姓を選択した夫婦の複数の子どもについては、夫婦のどちらかの姓に統一することが検討されているが、この制度が導入されれば、親子で異なる姓を名乗ることになり、夫婦や家族の一体感が損なわれる恐れがある。また、事実婚や離婚を増加させ、婚姻制度の崩壊をもたらすことが大いに懸念される。

さらに、親子を巡る痛ましい事件の増加や犯罪の低年齢化など家庭崩壊の危機が叫ばれる中で、家族をばらばらにしてしまうこの制度の導入は、我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するのである。

加えて、この制度導入にあたっては幅広く議論がなされておらず、とても国民的な合意形成ができていない状況にある。

よって、国においては、婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓制度を導入することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
内閣官房長官 平野博文様
法務大臣 千葉景子様
国家戦略担当大臣 仙谷由人様